

企画提案書作成に関する質問への回答

平成 29 年 4 月 19 日

No.	該当資料	質 問	回 答
1	企画提案募集要領別記 (第 6 条関係 審査基準・配点)	<p>(1) 自治体における地球温暖化策や再エネ・省エネ対策を検討した業務を同種・類似と考えてよいか。</p> <p>(2) また、自治体における環境基本計画なども同種・類似と考えてよいか。</p>	<p>(1) 施策・事業の提案だけでなく、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量、再生可能エネルギーの導入量などの指標算出や目標値の設定等を含めた業務実績が必要であると考えています。</p> <p>(2) 実行計画については、計画の名称に限らず、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 9 月 9 日法律第 117 号）第 21 条に定める地球温暖化対策地方公共団体実施計画として整理してあるものについては同種・類似と考えます。また、再エネ・省エネ計画については、計画の名称に限らず、他県における自地域の再生可能エネルギー及び省エネルギー政策の実現に向けた課題整理や目標指標の設定、個別施策の検討などを一体的に実施した業務経験等が同種・類似に当たると考えます。</p>
2		<p>1 (2) ①に「電力自由化や SHK データを使用しない推計方法」と示されているが、これはどのような推計方法を意図しているのか。</p>	<p>電力自由化により、大手電力会社の電力販売量データ以外のエネルギー消費量や CO2 排出量も把握する必要があることから、それらを適切に推計可能な方法を提案いただくとともに、SHK データは報告漏れの影響を受ける可能性があること、及び入手時期が遅いことなどのデメリットがあることから SHK データを使用しない推計の手法についても企画提案していただくものです。</p>
3	企画提案募集仕様書関連	<p>(1) 当該業務の実施について、部分委託することは可能か。また可能な場合、その範囲等に制限はあるか。</p> <p>(2) 本仕様書 8 (A) (1)「温室効果ガス排出量の算出について」、基本仕様書においては（別紙参照）と示されているが、この別紙を提供できないか。また、現状の温室効果ガス排出量算定ファイルを提供いただくことは可能か。</p>	<p>(1) 委託業務の遂行については、類似業務の実績の経験や十分な知識を有し、業務遂行スケジュールを遵守し、かつ対応可能な事業実施の体制が整っていることが前提となりますので、部分委託を行う場合にはどのような業務内容を部分委託する予定かを含めて企画提案していただきます。</p> <p>なお、部分委託を行う場合には、事業実行力についての評価が低くなる場合がありますのでご承知ください。</p> <p>(2) 別紙については、ホームページに公表いたしましたので、ご確認ください。また、現状の温室効果ガス排出算定ファイルについては、提供することは可能ですので、必要に応じて宮城県環境生活部環境政策課温暖化対策班までお問い合わせください。</p>

		<p>(3) 本仕様書 8 (A) (6) 「適応策に関する有識者について」、庁内委員会での講演等を依頼する有識者についての想定はあるか。それとも、提案の範囲内か。</p>	<p>(3) あらかじめ想定している有識者はありませんが、本業務内容を踏まえるとともに、提案内容を参考に適応策に精通する有識者に講演等を行っていただきます。</p>
--	--	--	--